

平成30年度 第2回清瀬市地域自立支援協議会

会議録

日時：平成31年2月18日（月） 10時00分～12時00分

会場：健康センター 第2会議室

出席者：

（委員）◎富永 健太郎、○深堀 清美、岩澤 寿美子、岡村 康男、
貝沼 寿夫、川副 敬二、菊間 英子、小林 克美、櫻井 大悟、
外山 裕介、橋本 雅美、山崎 昭浩、
渡邊 誉浩（◎：会長 ○：副会長）

（欠席）奥山 裕司、田上 明

（事務局）八巻 浩孝（健康福祉部長）、新井 勘資（障害福祉課長）、
障害福祉課 1名

開会

議題

1 専門部会の活動について

・子ども部会

委員 部会を3回開催した。市内小学校に特別支援教室「きらり」が設置されたことで、学校と家庭、福祉の連携がますます重要になっていることから、教育委員会の会議に参加して放課後等デイサービスの制度説明と今後の連携について依頼した。

1月に虐待防止法に関する部内研修会を行った。従前より各事業所が内部研修や報告会などをやっているが、事業所の規模によって研修内容に差があり、小規模事業所では十分な研修が行えていないという指摘があった。今回の部内研修では、障害福祉課職員による虐待防止法の解説と事例検討を行った。現場の支援員にも多く出席させ、現場まで法的理解が浸透するよう努めた。

会 長 学校・家庭・福祉の連携は重要なテーマである。今後の取り組みについて具体的な予定はあるのか。

事務局 児童・生徒の発達上の課題を学校・家庭・福祉施設が個別に把握するのではなく、3者が共有することで適切な個別支援につなげたい。実務者レベルでの連携はされているが、仕組みの構築は今後の課題。

委 員 部会にはとことこや子ども学園も参加しているので、学齢期前の児童も対象にして検討したい。

委 員 学齢期前の発達支援は、市健康推進課や保健所が連携して早期発見していくことが重要である。従前より行っている行政機関間の連携を今後も円滑にしていく必要がある。

・相談支援部会

委 員 部会を4回開催した。今年度も処遇困難ケースの事例検討を行った。単なる紹介や報告ではなく、部会全体がスーパーバイザーになれるようにしていきたいが、まだそこまでには至っていないと感じる。

また、相談支援専門員のスキルアップを図るべく、研修会の開催を検討している。「障害者自身による意思決定支援」をテーマに全国で講演されている有識者を招き、地域住民も対象にした地域講演会にしたいと考えている。日時や会場は今後検討する。

会 長 「困難事例の共有」「スーパーバイザーの育成」「相談支援専門員のスキルアップ」「障害者自身による意思決定支援」は個別課題ではなく、相互補完的な取り組みである。引き続き同時並行で取り組んでほしい。

・就労支援部会

委 員 部会を1回開催した。部会発足時よりアンケート調査の実施に向けて検討を積み重ねたが、理念や目的が明確でないまま検討を

進めたため、意見を集約することが難しかった。部会自体の目的をもう一度明確にして再スタートすべきとの結論に達したため、現在の形での就労支援部会は解散することとしたい。

事務局 「障害者の就労を推進する」という時代の要請を受け、事務局が主導して就労支援部会を発足したが、当初より明確な方向性を示すことができなかったと考えている。

会長 市内の状況を把握した上で、部会が効果的に機能しない場合は解散することも差し支えない。惰性で続けるよりも建設的である。また、当初の目的を達成した場合に解散することもあり得る。

→ 就労支援部会の解散について承認を得た。

・権利擁護部会

委員 障害者差別解消法に定められた障害者差別解消支援地域協議会について、設置に向けた検討を行った。この協議会で担う役割が整理できたため、権利擁護部会の形態を変更して権利擁護・差別解消部会として再スタートしたい。

事務局 権利擁護・差別解消部会では、障害福祉課に寄せられた障害者差別について、市から事案の対応報告を受け、その対応の良し悪しについて意見をまとめる。報告事例を検証する中で市の課題等が判明した場合は、市または本会議に具申する。また、障害者虐待の対応についても事後報告を受け、虐待の傾向から市の課題について把握に努める。その他、引き続き障害者の権利擁護・差別解消に関する普及啓発を行う（詳細は【資料1】参照）

→ 権利擁護部会の形態変更について承認を得た。

委員 部会活動については、年度当初の部会開催時に取り組み内容を考えるのではなく、前年度内に本会議の承認を得ておくことが望ましい。とくに市の予算が関わる事業は当年度になってから検討したのでは遅く、見直しを図りたい。

2 北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会 市民交流事業について

事務局より説明

北多摩北部地域にある5市内の行政機関、医療機関、福祉施設などで構成している協議会で、各市障害福祉課が順番で幹事市を務めている。平成30年度は東村山市が幹事市で、清瀬けやきホールを会場として市民交流事業（講演会）を開催した。平成31年度は清瀬市が幹事市で、市民交流事業を始めとして様々な取り組みを行う。

会 長 本協議会はどのような参画が可能なのか。

事務局 ネットワーク協議会が検討・実施主体なので、本協議会が主導的に取り組み内容を決めることはできない。しかし、日々の支援の中で苦慮していること、取り扱ってほしいテーマなどがあれば、本協議会内で意見を集約して、ネットワーク協議会に要望することはできる。

委 員 今年度の市民交流事業（平成31年1月19日開催）に参加した。高次脳機能障害は長い時間をかけてゆるやかに回復する障害であり、事業所や相談支援専門員の粘り強い努力が伺い知れた。本協議会委員にも高次脳機能障害者の支援をしている方はいると思うので、支援の難しさを感じていることがあれば意見を集約し、ネットワーク協議会に意見を届けたい。

3 清瀬市医療・介護連携推進協議会 研修会について

事務局より説明

医療と介護の業界を超えた連携を強めるため、例年実施している。今年度は障害福祉制度について学ぶ機会とするために、東京病院内で開催する研修会において障害福祉課が講義を行う。

後半のグループワークでは、障害福祉に携わる方に多く参加してほしいと実行委員会から要請を受けている。本協議会委員も積極的に参加してほしい。

4 都障害者差別解消条例について

事務局より都条例について説明

会 長 法の定めを強化するいわゆる「上乘せ条例」であり、都内事業所は都条例に定めに従っていく必要がある。普及啓発のために、本協議会ができることを検討していきたい。障害者支援に携わる職員のみが詳しくなるだけでは不十分で、条例の理念が広く都民に浸透するよう、地域住民に理解を促す取り組みが必要となる。

5 障害者理解啓発ポスターについて

事務局より説明

横浜市港南区にて、障害者の行動的な特徴について理解を促すポスターが作成された。行政主導で作成したのではなく、区自立支援協議会が主体的に作成したことが先駆的と注目されている。本市でも同様の取り組みが有効であるかどうか検討したい。

委 員 広く区民に知らしめる取り組みは評価するが、障害者の行動特性は千差万別であり、必要な支援も「見守り」「声かけ」「部分介助」「全介助」など人それぞれ。「こういう行動パターンの障害者を見かけたら見守ってあげましょう」と単純化してしまうことは、本来の障害者理解から乖離してしまう恐れがある。

委 員 類似するポスターは多くある。区自立支援協議会が作成したということで注目されているが、本市において同様の取り組みが有効なのか、市民に対してニーズ調査などを経てから本格検討することが望ましい。

委 員 障害者から日常の困りごとなどを聞き取り、それを集約することで市民ニーズを把握してはどうか。ポスターという形態とするかは別途検討が必要。

事務局 本議題は当市議会で質問を受けたものであり、本市でも同様の取り組みができないかという質問であった。市障害福祉課が行政広報として作成・頒布するのではなく、本協議会に諮って検討すると答

弁した。地域に住む障害者にとって有益であるならば作成すべきと考えているが、市報掲載や研修会開催など、他の取り組みのほうが分かりやすく有効であるならば、ポスター作成に固執する必要はない。より当市にふさわしい啓発活動について継続的に検討し、提案してほしい。

6 平成 31 年度 予算について

事務局より説明

平成 31 年度予算案として、同行援護従事者養成研修の委託料を計上した。これは障害福祉計画の策定時にガイドヘルパー不足が指摘されたことに端を発している。本協議会の事務局会議で検討を行い、移動支援従事者養成研修は民間事業者も開催していることから、民間が手薄になっている同行援護従事者養成研修を市事業として行うことが提案された。

今後も本協議会の提案事業を予算化したいと考えているが、多額の予算計上は難しいため、費用対効果が高い事業を提案してほしい。

また、相談支援部会が検討を重ねていた講演会の講師謝礼も予算案に計上した。前年度の早い段階から事業計画を作ったため、予算要求がスムーズにできた。今後も予算化が必要な事業については、早期に事業計画を作成してほしい。

7 市内事業所の異動について

事務局より説明

別紙資料のとおり

8 日中サービス支援型共同生活援助について（進捗報告）

事業者である社会福祉法人清瀬わかば会より説明

入居希望者と面接を行い、内定者を決めた。内定者は清瀬市民 8 人、東久留米市民 6 人。今後最終的な調整を行う。選考に当たっては、障害の程度ではなく、家庭環境や介護者の健康状態などによる入居の緊急性を重視した。

委員 入居者は日中もグループホーム内にいるのか。

わかば会 内定者は日中活動として、生活介護や就労継続支援B型に通所しており、当面は通所を継続する予定である。

9 平成30年度 虐待対応について

事務局より説明

虐待通報は2月現在で7件。

障害者福祉施設従事者等による虐待が3件。事実確認の結果、うち2件は虐待の事実は認められなかった。もう1件は、強度行動障害のある知的障害者に対して、行動を制止しようとしたヘルパーが身体的虐待を行った。悪質な意図は認められなかったが、当該ヘルパーが所属している事業所は虐待防止のための研修や体制整備が不十分であったことから、市及び都から指導を行った。

養護者（家族）による虐待が4件。事実確認を経て、当該養護者からの分離を図ったのが3件。

以上